

○農林水産省告示第千六百八十八号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表一の四の項のニュー・ジラランド
から発送されるファイアブライト種、フアンタジ
ア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実
に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定
め、平成元年十二月二十二日から施行し、昭和六
十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八
十七号(植物防疫法施行規則別表一の四の項のニ
ュー・ジラランドから発送されるフアンタジア種
及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係
る農林水産大臣が定める基準を定める件)は、平
成元年十二月二十一日限り廃止する。

- 平成元年十二月二十日 農林水産大臣 鹿野 道彦
- 一 植物及び地域
ファイアブライト種、フアンタジア種及びレ
ッドゴールド種のネクタリンの生果実であつ
て、ニュー・ジラランドのうち、ニュー・ジ
ラランド植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行わ
れる地区として指定した地域で生産されたもの
であること。
- 二 輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。
- 三 生産地における検査及び証明
(一) ニュー・ジラランド植物防疫機関により検
査され、かつ、その検査の結果、有害動物及
び有害植物が付着していないことを認め、又
は信する旨記載されているニュー・ジララン
ド植物防疫機関が発行した植物検査証明書が
添付してあるものであること。
(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア コドリンガに侵されていないものである
こと。
イ 四の消毒が行われたものであること。
(三) (一)の植物検査証明書には、(一)の検査及び四
の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官によ
る付記がなされていること。
- 四 生産地における消毒
(一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用し
て二時間くん蒸すること。この場合における
薬量は、くん蒸施設の内容積一立方メートル
当たり六十四グラムとし、果実温度は、十二
度以上とすること。
(二) (一)のくん蒸は、未包装のままで行うことと
し、一回に処理する生果実の量は、容積比で
施設の内容積の四十パーセントを超えないこ
と。
- 五 こん包及びこん包場所
(一) 消毒された生果実は、コドリンガの侵入す
るおそれがないと認められる材料によりこん
包されていること。
(二) (一)のこん包は、コドリンガの侵入するおそ
れがないと認められる場所で行われているこ
と。
(三) 各こん包には、ニュー・ジラランド植物防
疫機関による封印がなされていること。

六 表示

- (一) 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果
実のこん包には、輸出植物検査が終了してい
る旨及び仕向地が日本である旨の表示がなさ
れていること。
(二) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上に
なされていること。